	書類		資格要件			
		様式	2年以上の者運転管理経験が	1年以上の者 運転管理経験が公安委員会が行	定を受けた者公安委員会の認	左記以外の者
1	正届出書	規則別記様 式第10号	2 通	2 通	2 通	2 通
2	住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し		1通	1通	1 通	1 通
3	運転記録証明書		1通	1 通	1 通	1通
4	運転管理経歴証明書(2年以上証明)	別記第3号様式	1通			
	運転管理経歴証明書(1年以上証明)			1 通		
5	教習修了証書の写し	規則別記様 式第15号		1 通		
6	資格認定書の写し	規則別記様 式第17号			1 通	
7	資格認定申請書	規則別記様 式第16号				1 通

- 備考 1 運転管理には、安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験に限定されず、運転者を直接又は間接的に管理した経験があれば、その経験年数を含む。
  - 2 「住民票の写し、旅券又は運転免許証等の写し」とは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者である場合にあっては、旅券の写し)、運転免許証等(第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書。以下同じ。)の写しをいいます(鹿児島県道路交通法施行細則第13条第3項第1号)。
  - 3 「住民票の写し」は、届出前6月以内に作成されたもので、複写(コピー)したものは不可 とします。ただし、警察行政手続サイトによる届出については、スキャナで読み取ったデータ でも構いません。
  - 4 「運転記録証明書」とは、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの(過去3年以上又は5年以上のものに限る。)で、届出前3か月以内に作成されたものをいいます(鹿児島県道路交通法施行細則第13条第3項第4号)。

警察行政手続サイトによる届出は、スキャナで読み取ったデータでも構いませんが、その他の方法での届出については、運転記録証明書の原本を提出してください。

- 5 運転の経験期間を証明する書類とは、運転免許証等の写し、自動車安全運転センターが発行 する運転免許経歴証明書等で運転経験期間が確認できるものです。
- 6 「左記以外の者」とは、運転管理経験がない者や運転管理経験が1年に満たない者等で、公 安委員会の資格認定を受けようとする者が該当します。(備考1を参照。)